

Title	河野雄一君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.12 (2015. 12) ,p.169- 178
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20151228-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

河野雄一君学位請求論文審査報告

一 論文の構成

河野雄一君より提出された学位請求論文「エラスムスの思想世界——可謬性・規律・改善可能性」の構成は、以下の通りである。

序論

1 問題の所在

(1) 研究の意義

(2) 構成

2 先行研究との位置づけ——古典的解釈と近年の研究動向

(1) 古典的解釈

(2) 近年の研究動向

第一章 中近世における「君主の鑑」論とエラスムスの君主

論

1 はじめに

2 中世における「君主の鑑」論

(1) 「君主の鑑」論

(2) ジョン・ソールズベリ『ポリクラティクス』

(3) トマス・アクィナス『君主の統治について』

3 十五・十六世紀におけるブルゴーニュ公国とフランス

の君主論

(1) エラスムス著作におけるブルゴーニュ公国史

(2) シャルル突進公時代の延臣

(3) 十六世紀初頭フランスの君主論

4 エラスムスの君主論

(1) 文学と統治

(2) 専制批判

(3) 君主・貴族・市民

5 おわりに

第二章 中世の継承者としてのエラスムス

1 はじめに

2 カトリック神学者との論争

3 ルターやルター主義者との論争

4 キケロ主義者批判

5 おわりに

第三章 エラスムス『リングア』における「言語と統治——功

罪と規律

1 はじめに

2 中世キケロ主義

(1) キケロと中世キケロ主義

(2) ジョン・ソールズベリ『メタロギコン』

- 3 エラスムスにおける中世キケロ主義と言語の弊害
 - (1) 戦争平和論における中世キケロ主義
 - (2) 『リングア』における言語の弊害
 - 4 『リングア』における統治の二面性
 - (1) 統治における功罪——恩恵と弊害
 - (2) 言語と統治における精神の規律
 - 5 おわりに
- 第四章 エラスムスにおける善悪・運命・自由意志
- 1 はじめに
 - 2 エラスムスにおける善悪と人間観
 - (1) 理性・情念・人間本性
 - (2) 原罪論
 - 3 エラスムスの占星術批判と運命観
 - 4 エラスムスにおける恩寵と自由意志
 - 5 おわりに
- 第五章 エラスムスにおける「寛恕」と限界
- 1 はじめに
 - 2 エラスムス統治論における寛恕と刑罰
 - (1) 教育と統治における寛恕の両義性
 - (2) 『キリスト者の君主の教育』における死刑
 - 3 エラスムス戦争論における発展
 - (1) 一五二〇年代半ばの戦争平和論
 - (2) 『対トルコ戦争論』

- 4 エラスムス神学における寛恕と最後の審判
 - (1) エラスムスにおける宗教的異端への寛容
 - (2) 『ヒベラスピステス』における悔い改め
 - 5 おわりに
- 第六章 エラスムス政治思想における「医術」
- 1 はじめに
 - 2 「医術」としての統治
 - (1) 古代・中世における医学的メタファー
 - (2) 『医術礼讃』
 - 3 暴君放伐論と抵抗
 - (1) 中世における暴君放伐論
 - (2) 『暴君殺害』
 - (3) エラスムスにおける抵抗と君主政
 - 4 治療法としてのキリストの精神
 - (1) 『リングア』におけるキリスト教社会の分裂
 - (2) 『教会和合論』における希望
 - 5 おわりに

結論

参考文献

二 内容の紹介

本論文の主要な目的は、エラスムスの多岐多彩な知的営為を思想世界という形で内在的かつ総合的に捉え、歴史的

に再構成することである。その際、エラスムスの政治思想を中心に据えつつも、同時にそれと彼の人間論、言語論、教育論、神学論との関係性に注目し、「政治的なるもの」と「非政治的なるもの」とのダイナミックな統合がいかにかに試みられているかを解明しようとしている。以下、本論文の内容を簡単に紹介する。

序論の冒頭でまず研究意義について述べられるが、河野君は、従来のエラスムス研究では、文学、神学などへの関心が中心的で、政治思想を扱ったものが希少なうえ、それを総合的に捉えようとした研究書がほとんど存在しないことを指摘する。とりわけわが国においてそうした傾向は顕著であり、エラスムスの政治思想を扱った単著が一冊も存在しない事実を重く見、自らの目標がそうした現状の打破であることを示唆する。

もちろん、こうした状況の背景には、そもそもエラスムス自身が政治思想について体系的に論じていないという事実、そして多岐にわたる主題を扱った膨大な著作群を相互に関連づける理論的枠組がまだに構築されていないという学問的状况もある。そうした困難が立ちほだかる中、河野君は「可謬性」と「改善可能性」という概念に着目し、それらこそがエラスムスの人間論を形づくる中心的概念で

あるとの認識のうえ、「時間的猶予」を旨とする時間論的視座から、エラスムスの思想世界における政治思想の位置づけと意義、そしてそれと人間論、言語論、教育論、神学論との内的関連を明らかにしようとしている。

なお、河野君は「現代的意義についても本論では時代錯誤的な解釈に陥るのを避けるためにあえて言及を差し控えたい」と述べてはいるものの、西欧政治思想史研究の現状に対しては批判的な眼差しを向け、エラスムス研究を通じてより豊かなもしくは射程の広い「政治的なるもの」の捉え方を模索しているように見える。これについては「評価」の箇所でも再び触れることにする。

序論一節第二項（構成）では、論文の主要な論点として、改めて「人間に存する可謬性と改善可能性との緊張関係」が強調され、それが時間的猶予の問題と密接に関連し、しかも時間的限界の局面においてエラスムスの政治性が明示的に現われることが説明される。これは第五章で本格的に論じられる主題でもあるが、第五章こそが本論文のコアをなしており、その他の章の議論も基本的にはそこへと収斂していくと考えられる。また、大まかな区分として、第一章から第三章までが「言葉による説得を通じた教育や規律における政治性」に力点を置いた議論、第四章から第六

章までが「言語による教導の政治性を踏まえ、世俗的問題のみならず神学的問題においても発動される権力作用の政治性を検討し、エラスムスの人間観」を明らかにする試みとして位置づけられる。また、研究アプローチとしては、第三章、第四章、第五章がより哲学的で、第一章、第二章、第六章がより歴史的であるとされる。

序論の後半では先行研究のサーベイが行われる。二部構成になっており、「古典的解釈」と「近年の研究動向」というタイトルのもと、研究史とその背景にある争点・論争がわかりやすく整理されている。

第一章（「中近世における『君主の鑑』論とエラスムスの君主論」）では、古代から中世、近世へと連なる「君主の鑑」論の伝統を概観した上で、そうしたコンテクストにおけるエラスムスの君主論の位置づけと特徴を明らかにする。ここで主として扱われている文献は宗教改革以前に著されたものであり、特にブルゴーニュ公国の君主らに捧げられた『美德の追求についての弁論』、『パネギュリクス』、『キリスト者の君主の教育』である。同時代のブルゴーニュヴァロア朝の廷臣による君主への助言が君主権の一層の伸長を促したり、キリスト教的敬虔を蔑ろにしたりする傾向にあるのに対して、エラスムスは逆に王権の抑制や

キリストを模範とする必要性を唱え、そのための教育を重視したことが説明される。そして、ジョン・ソールズベリ以来の「君主の鑑」論の伝統を踏襲しつつも、教育の対象に市民を含むなど、一定のイノベーションを行なっている点がエラスムスのオリジナリティとして強調されている。

第二章（「中世の継承者としてのエラスムス」）では、一五二〇年代に行われた保守的なカトリック神学者、ルター主義者、キケロ主義者との論争に焦点が当てられ、エラスムスが中世思想の何を批判し、何を継承したかが明らかにされている。保守的なカトリック神学者に対する批判は、宗教改革以前に著された『反野蛮人論』と『痴愚神礼讃』において既に表明されているので、これらの二著作がまず分析される。その際、エラスムスが一部のスコラ神学者の主張を痛烈に批判しつつも、それがスコラ哲学の全面否定を意味せず、むしろ教父以来の思想的伝統や修辭学を積極的に取り入れた点にエラスムスの中世思想継承者の姿を見ている。また、ルター主義者およびルターとの論争を扱う節では、ルターへの反論書『奴隸意志論』と『ヒペラスピステス』の考察を通じて、エラスムスの立場が先と同様、教父とスコラ哲学の部分的継承となつていることが示される。なお、エラスムスのキケロ主義者批判の特徴と意義は

『キケロ主義者』と題する著作の検討を通じて説明されるが、ここでも中世の思想的伝統との連続性が指摘される。そしてこのように多様な論敵と論争しつつも、エラスムスには一貫して追求した課題があったと河野君は説明する。それは「キリスト教的敬虔を目的として、教父を媒介として中世において受け継がれてきた修辭学を中心とした学問を修得したうえで、名誉ある行いへと人々を説得すること」(四二二頁)である。これは本論文の中心的テーゼとも結びつく重要な論点であることが、改めて強調される。

第三章(「エラスムス『リングア』における言語と統治——功罪と規律」)では、エラスムスの言語論と統治論との内的連関が探求される。前半の議論では一五一〇年代半ばに著された二著作『戦争は体験しない者にこそ快し』と『平和の訴え』が吟味され、「中世キケロ主義」との類似性が指摘される。「中世キケロ主義」は、前章で扱った「キケロ主義」とは異なり、キケロの理性と言語双方を重視するという立場に依拠し、ジョン・ソールズベリにその中世的表現を見る思想的伝統であり、エラスムスがそれを肯定的に評価している点が指摘される。とはいえ、エラスムスは「中世キケロ主義」の伝統の枠内にとどまらず、言語の危険性と弊害を強調することにより、自身の政治的主張に

結実する独自の言語論を展開することになる。この言語論の独自性が一五二〇年代の論争の最中に執筆された『リングア』の分析を通じて明らかにされる。舌はいわば諸刃の剣であり、祝福や利益をもたらしうる一方、一歩間違えれば危険や破滅をもたらす。この負の側面を強調する点、舌の二面性と同時に言語の規律の重要性を訴える点がオリジナリティとして挙げられる。舌の規律と精神の規律と為政者による統治の規律は連動しており、理性によって情念を制御することが必要なのである。くわえて、習慣が本性の一部になる傾向があるとの認識から、その言語論もまたエラスムスの教育学的、政治学的関心に由来するものであることが確認される。

第四章(「エラスムスにおける善悪・運命・自由意志」)では、言語にまつわる政治性の問題が念頭に置かれつつ、エラスムスの善悪・運命・自由意志に関する議論が検討される。そのなかでエラスムスの思想世界における人間本性の位置づけが検討され、理性と情念、可謬性と改善可能性との間で揺れ動きながらも「魂の向け換え」を目指すべきとされる中間的存在としての人間観が、(新)プラトニズムとの関連で論じられる。エラスムスの思想におけるプラトニズムの影響については、既に先行研究がその可能性を

示唆しているものの、いまだ十分に解明されていない。こう主張する河野君は、エラスムスによるプロテイノスら新プラトン主義者への直接的言及がほとんど存在しないゆえ、完全な論証は難しいと断りつつも、新プラトン主義の影響を大きく受けたルネサンス期および古代の思想家たちの考えがエラスムスの著作の中でどう扱われ、どう評価されているかを明らかにすることにより、その輪郭を浮き上がらせようとしようとしている。ここで注目される著作が『エンキリディオーン』と『ピラスピステス』である。

第五章(「エラスムスにおける『寛恕』と限界」)は、序章でも予告されている通り、本論文の全体の議論が収斂していくコアの章であり、ここでエラスムスの政治思想の特徴とそのオリジナリティが先鋭に示されることになる。前章までの議論で明らかになったように、エラスムスは人間の可謬性と改善可能性との緊張関係を強調するわけだが、そうした見方が「時間的猶予」を前提とする「寛恕」論と結びつくことにより、権力作用としての政治が顕在化する契機が同定されると同時に、エラスムスの考えるもう一つの政治——言葉による説得を重視し、改善可能性や救済を志向する「教導における政治性」——も明らかにする。しかも、こうした固有の政治の捉え方とエラスムスの「寛

恕」論は密接に関連していると説明される。なお、河野君は、*clementia* の訳語として「寛容」より「寛恕」の方が適切であると考える。というのも、エラスムスは宗教的異端への対処の問題だけでなく、君主による統治のもとでいかに改善可能性および魂の救済が可能になるかという問題も追求したのであり、「権力者の裁量で与えられる(寛恕)は、上からの(下賜としての寛容)として捉えられうるものであり、相互的な(寛容)という視角では見えない教育学、政治学、神学の連続性は、(寛恕)という上からのパースペクティブによってはじめて捉えうるものとなる」(九二頁)と考えたからである。

第六章(エラスムス政治思想における『医術』)は最終章であり、ここでは医学的メタファーをエラスムスがどのように用いているかを分析することにより、中世までの医学的メタファーとの違いを明らかにすると同時に、彼の思想世界における医術メタファーの政治的インプリケーションを解明しようとしている。そして、『医術礼讃』にはエラスムス独自の予防医学的視点を見出すことができる。たとえば、他の著作に現れる医学的メタファーと比較考察することにより、また暴君への抵抗の問題などに焦点を当てつつ、エラスムスの政治思想の変遷過程を明らかにしよ

うとしている。また、医療と統治の関係性について論じるなかで、人間の作為の契機を重視する視点をも析出し、それがエラスムスの政治思想の重要な要素になっていることを指摘する。

三 評価

以上からわかるように、河野雄一君の学位請求論文は、これまでわが国では本格的に論じられることのなかったエラスムスの政治思想の全体像を、「可謬性」と「改善可能性」との緊張関係に立つ人間観に焦点をあてることよって、明らかにしようとしたものである。一次資料はもちろんのこと、内外の二次研究を丹念に探究したうえで、独自の解釈を提出している点は大いに評価できる。

わが国では、一般的に初期近代の政治思想研究においては、その近代の萌芽を探るものや、近代以後に政治概念の中心となる政治権力の問題を論じる研究が多いが、河野君は古代、中世、そして同時代の思想的言説との関連でエラスムスの政治思想を論じ、さらにはそこにおける時間概念の重要性とその意義を明らかにしている点で画期的である。河野君の研究が読み手に、西欧政治思想史の時代区分に関わる見直しを改めて迫っている点は、次のような意味で

も評価に値する。教科書的には、ルネサンスと宗教改革から近代が始まる、とされる。これに対し、エルンスト・トレルチは『ルネサンスと宗教改革』において、特に一六世紀宗教改革の中世性を指摘した。しかるに河野君は、(北方)ルネサンスの(古代・)中世性をアピールした、といえよう。否、あえて踏み込んだ読み込みを行うなら、河野君描くところのエラスムスは、西欧の(古代・)中世の思想的伝統の頂点に位置している、とさえいえる。このことがさしあたって含意するのは、西欧思想の連続性である。けれども、たとえば河野君が、中世とエラスムスの政治思想に特徴的な医療のメタファーの中に「作為」の契機を見出したように、ここでの思想的伝統は近代性を内に秘めるものでもあった。つまり、河野君は、西欧政治思想史の重層性を描き出すことに成功しているのである。

さらに、以下の点も評価に値する。まず、言語や時間などが有する政治性に着目することにより河野君は、権力の契機を重視した結果「国家論の特定の主題ばかりが扱われてきた」(四頁) 西欧政治思想史研究の方向性に対して、根本的な批判を加えているといえよう。この点は、論文の独自性と同時に河野君の野心的な姿勢を示すものである。

と同時に、言語（活動）が有する限界をエラスムスが意識していた点を指摘したこと（六四頁）は、ルネサンス知識人と言語への積極的関心との結びつきが当然視される中であって、エラスムスの思想と一六世紀人文主義の奥深さをあらためて浮かびあがらせている。

また、同時代の知的世界に大きなインパクトを与えた宗教改革運動を再検討する視座も、河野君の論考は示唆している。エラスムスによるルター批判の眼目の一つを河野君は、後者が「自由意志を巡る中世の伝統的解釈」（三七頁）を軽視して、「反歴史的態度」（四二頁）に終始している点に求めているが、これはポテンシャルティに富む指摘であろう。というのも、中世的なるものに対する徹底した批判ということとその共通性が語られるエラスムスとルターではあるが、両者の中世観における差違は、「北方ルネサンス」と「宗教改革」の共同戦線の破綻を考える際に、重要な論点となるからである。

以上、評価すべき点は多々あるが、問題や残された課題がないわけではない。

まずは、時代区分に関わる問題点について。古代・中世や同時代の思想について論じる際、参照されている文献は二次資料が中心であり、また直接に政治思想の文献と関連

させて論じている箇所が少ない。とりわけ、第四章においてエラスムスの人間論はプラトン主義的であると規定されているが、そのこととそれ以前の第二章で述べられているアリストテレスやキケロ、さらにトマス・アクィナスなどとの関連性はより直接的に議論していく必要があるだろう。

また、副題にある「規律」の概念の説明が不十分であると思われる。一般的に「規律」の概念は「権力」の問題とともに近代以後に注目されているものであり、この点でエラスムスの規律概念の内容や独自性についてより詳細な議論が展開されてもよいだろう。とりわけ、「規律」とは誰にとつてのものであるのか、この点で「市民教育」や市民の政治参加の問題と関連させて論じることが望ましい。

さらに河野君は、エラスムスの思想を浮かびあがらせるために、しばしばルター（とその宗教改革運動）との比較を行っており、多くの場合、高い妥当性のある知見を導き出している。しかし、ツヴィングリやカルヴァンなどエラスムスに好感を抱き続けた宗教改革者たちがいたのも確かなのであって、だとすれば、そうした「エラスムスびいき」の宗教改革者たちへの言及を文中でもっと行えば、「ルネサンスと宗教改革」というひとことで済ませられがちな一六世紀西欧思想の奥行きを読み手により伝えられたか

もしれない。今後の検討課題としていただきたい。

なお、細かい個別的な論点についても指摘すべきことがいくつもあるので、以下列挙する。

可謬性と改善可能性の狭間に生きようとしたエラスムスの説明は興味深い、その実像は、「義人にして罪人」であることを意識し続けたルターのそれと、実は通底しているのではないだろうか。少なくとも後者を「善悪二元論的」（一頁）と断じるのは、問題であろう。

加えて、三二頁で示されているとおり、ネーデルラントで栄えた *Devotio Moderna* は「後期」中世文化を代表する宗教運動である。そして、この宗教運動が同郷人エラスムスに大きな影響を与えたことは、多くの論者が指摘しているところである。しかし、そうだとすると、河野君がエラスムスとの連続性を強調する中世思想と、この運動が体現する「中世性」との関連を詳述すべきではないだろうか。とりわけ三三頁では、「後期中世文化」を「スコラ哲学に代表」させ、それに対してエラスムスが「否定的態度」をとったとしているので、この問題は河野君の中世（思想史）理解の試金石にもなるはずである。

最後に、日本語の表現上の難点を指摘したい。

ニユアンスに富むエラスムスの文章を訳出することの困

難は理解できるところであるが、いささか読みにくい引用訳文が見された。

また、「改善可能性は人間に与えられた時間的猶予のうちであり、その猶予が限界を迎え可謬性と改善可能性とがせめぎあうところに、エラスムス思想の政治性が現出する」（一頁）という一文、および「統治において（寛恕）の限界が生じたときには強制力をもって対処せざるをえない。まさにこの（寛恕）の限界が生じたときにこそ、エラスムスにとつて真の政治、すなわち隣人愛に基づくキリスト教教義に還元されない権力作用としての（政治）が立ち現われる瞬間である」（九四頁）という表記は、本論文の最も独創的にして評価に値する論点に関わるゆえ、その誤解を招きかねない表現には再考が求められる。「時間的猶予」を中心に展開する河野君の議論は、主として「政治以前のこと」を論じたに過ぎないのではないか、という疑問を誘発しかねないからである。

だが、河野君の解釈（そしてエラスムスの政治思想の）最大のオリジナリティは、まさに「時間的猶予」という考えによって通常なら「非政治的なるもの」（政治以前のこと）として理解される事柄を政治的営みの一環として捉えるところに求められていたはずである。時間軸を拡張し、

時間的猶予の限界の前後、さらには世俗的時間の先までを連続的に捉えることによって、政治思想と人間論、言語論、教育論、神学論との内的関連性を示そうとした点が、表現の問題によってばやけてしまうのであれば、それは非常に残念であり、したがって、今後の課題として、エラスムスの思想における「政治」の特徴と位置づけについてより詳しく説明してほしい。

四 結論

以上のように問題や課題は残るものの、全体としての本論文の価値をいささかも損なうものではない。本論文が頗る独創的にして高水準な内容を有していることは疑いない。したがって、審査員一同は、河野雄一君の本論文を博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与するにふさわしいと判断し、その旨をここに報告する次第である。

二〇一五年九月一七日

主査	慶應義塾大学法学部教授	堤林 剣
副査	慶應義塾大学法学部教授	田上 雅徳
副査	南山大学法学部教授	菊池 理夫